

第3 国の方針編

I 基本的考え方

「米政策改革大綱」（以下「大綱」という）及び大綱に示された米政策改革を進めるため改正された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」を踏まえ、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、以下のように需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

1 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- ① できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業ビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。

このため、国及び地方公共団体は、必要な助言及び指導を行うこととする。

- ② 需給調整システムについて、遅くとも平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- ③ 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者と協議の上、可能なものから早期に実施する。

2 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- ① 国は、食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定・公表する。
- ② 需給調整については、生産数量を調整する方式へ転換する。生産数量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際、豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、⑤の集荷円滑化対策による過剰処理分を補正する。

生産目標数量は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。

- ③ 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- ④ 助成措置については、地域の多様な取組に応えられる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により地域の特色ある水田農業の実現のための対策と米価下落の一定部分を補てんする対策を柔軟に実施する「水田農業構造改革対策」を創設する。
- ⑤ 豊作による過剰米については、「集荷円滑化対策」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、農業者団体による主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

3 流通制度の改革

- ① 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立ち、安定供給のための自主的な取組を支援することとし、安定供給の確保に資する売買取引への債務の保証等を行う。
このため、農林水産大臣が指定する米穀安定供給確保支援機構が、「集荷円滑化対策」、「安定供給に資する取引への債務保証」及びそれらの附帯業務を公正・中立な立場で行う。
- ② 新たな安定供給体制の下で、様々な需給に即した多様な取引の実態を反映した価格形成を行う。
このため、米穀価格形成センターについて、魅力ある市場条件の整備、新規参入を含めた市場の開放性の確保、取引の公正・中立性の確保等を図る。
また、センターを制度的に一つに限ることはせず、複数の形成を妨げない。
- ③ 米表示に対する消費者の信頼性を確保するため、表示の適正化に向けた取組を強化し、不適正な事例については厳正に対処するとともに、トレーサビリティシステムを導入する。
- ④ 米の消費拡大については、米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効活用により、広範な国民運動を展開する。
- ⑤ 政府備蓄について、6月末100万トン程度を適正備蓄水準として、入札を基本とする買入・販売を実施する。

- ⑥ 主食であり、自給可能な農産物である米について、不足時に国の供給計画の策定等を通じ、流通業者や生産者による買占め、売惜しみの防止を図る。このため、流通の実態を平常時から把握し得る体制を整備するため流通業者の届出制等を導入するとともに、危機管理体制の実効を確保するため、行政組織の行動マニュアルを策定する。

4 経営政策・構造政策の構築

- ① 水田農業の構造改革を加速化する観点から、改めて集落段階での話合いと合意形成を行い、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンにおいて、地域の担い手を明確化する。
その際、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」（平成15年6月27日付け経営第1537号経営局長通知）等に基づく認定農業者制度の適切な運用を通じ、地域において水田営農を中心的に担い、また、地域の合意に基づき担い手として明確化された農業者が認定農業者として認定されるようにする。また、水田農業の特質を踏まえ、経営主体としての実体を有し、将来的には効率的かつ安定的な経営体に発展することが期待される集落営農の組織化と法人化を進める。
- ② 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる水田農業構造改革対策の稲作所得基盤確保対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る対策とし

て、「担い手経営安定対策」を講じる。

- ③ 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を一層推進する。また、水田整備の事業体系を利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

5 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- ① 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- ② 生産の相当部分を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

6 その他

以上のような関連施策（水田農業構造改革対策、集荷円滑化対策及び担い手経営安定対策等）の内容について、平成16年度予算に的確に反映させていくこととする。

II 当面の方針

平成15年8月公表の基本指針においては、15年産米の作柄を平年ベースとして、その生産量を854万トン、15年10月末在庫を192万トン（自主流通米30万トン、政府備蓄米162万トン）と見込んで、15年産米の需給見通しを策定したところである。

しかしながら、その後、15年産米の作柄不良や出回りの遅れが懸念されたことから、自主流通米や政府備蓄米に対する卸売業者等の購入意欲が高まり、それまでの販売量が大幅に増加したため、15年10月末在庫は144万トンとなったところである。

このような状況下においても、全体需給としては、この144万トンの在庫に加えて、15年産米の主食用生産量が15年10月15日現在で763万トンと見込まれることから、年間の需要量870万トンを十分上回る供給量が確保されており、翌年の端境期までの間の国民に対する米の安定供給に支障はない。

また、16年6月末の在庫量は89万トンと見込まれることから、翌々年の端境期までの間の安定供給も確保できる見通しである。

1 米政策改革の着実な推進

(1) 平成16年産米の生産目標数量等

平成16年産米の生産目標数量については、15年8月に策定した基本指針において、15年産米が平年作であることを前提として2年間で自主流通米の過剰在庫の解消が図られるよう、838万トンと設定した。

しかし、15年産米が作況90となり、生産量が減少することを踏まえ、当初計画通りに16年産米の生産が行われた場合、17年10月末在庫は、66万トンと適正備蓄水準を大幅に下回ると見込まれることから、16年産米の生産目標数量については、16年産米の需要見通しと同水準の857万トンと設定することとした。

また、政府備蓄量は、15年10月末で131万トンと適正備蓄水準を31万トン上回っているが、その年産構成は、8・9年産米で48万トンと全体の37%を占めている。このうち、保管期間の長期化による品質劣化により、主食用として販売することが適当でないと判断される8・9年産米については、政府備蓄米に対する消費者の不安感の解消の観点から、食糧援助用備蓄米と差替えを行った上で、主食用以外の用途（飼料用等）に処理することとする。

(2) 都道府県別生産目標数量

平成16年産米の都道府県別生産目標数量については、米政策改革大綱の基本的考え方に即し、各都道府県産米の需要実績の直近2カ年を平均して算定する。その際、需要実績は、各都道府県別の豊作・不作及び生産調整の達成・未達成により補正する。

また、新制度移行に際して、16年産米については、次の①、②を勘案し、③の事情に配慮して算定する。

- ① 15年産米の生産数量ガイドライン
- ② 転作等が定着したと考えられる水田を除いた実質水田に係る各都道府県の転作率の平準化

③ 著しい冷害に対する配慮

15年産米が冷害により著しい被害を受けた道県について、冷害による減収分の一定数量の補正する等所要の調整。

また、17年産米からは、客観的な需要予測を基礎に、需要に応じた生産を促進する手法により算定する。

2 15年産米の作柄状況を踏まえた安定供給確保のための取組

平成15年産米については、全体では需要に見合った十分な供給量が確保できるものの、一部産地銘柄については品薄感があることから、米の適正な流通を確保し、消費者の信頼を図るため、

- ① 政府備蓄米の機動的な販売
- ② 自主流通米の調整保管の取り崩し
- ③ 売惜み、便乗値上げ防止のための監視体制の強化
- ④ 米の作柄と需給に関する情報提供の充実等の措置を講じており、今後とも状況に応じた適切な対応を実施することとしている。

また、もち米については、

- ① 14年産米に比べ作付け面積が減少したこと
 - ② 作柄が前年を下回ったこと
 - ③ 15年10月末の持越在庫がないこと
- から、自主流通米の集荷が低水準と見込まれ、実需者に対する安定供給の確保が懸念される状況となった。

このため、16米穀年度のもち米の安定供給を図

るため、自主流通もち米の円滑な集荷促進のための対策が講じられている。これに加え、政府は、15年11月14日に全体ミニマム・アクセス量の枠内で1万5千トンのもち米を輸入することを決定したところであり、今後も、需給動向等を見極め、必要に応じて機動的なミニマム・アクセス輸入を行う等、もち米の供給に支障を生じないよう適切に対応していくこととする。

3 適正な価格形成の推進

様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、それが他の取引の目安ともなるような公正・中立的な取引の場を育成する。

このような観点から、自主米センターにおいて、

- ① 取引メニューの拡大を図るため、すでに日常的取引を実施しており、
- ② 取引の公正・中立性確保のため、不公正な取引に係る判断基準の明確化等取引監視体制の強化を実施することとしている。

Ⅲ 備蓄の運営方針

1 備蓄の現状

平成15年6月末の政府備蓄量は163万トンと、適正備蓄水準を大幅に上回ったものの、15年産米の収穫の遅れや生産量の減少により、政府備蓄米に対する需要が増大したことから、16年6月末には、89万トンとなる見込みである。

2 備蓄運営の基本方針

国が行う備蓄運営については、平成13年12月に取りまとめられた「備蓄運営研究会報告」に基づき、適正備蓄水準を6月末100万トン程度とするとともに、年間50万トンずつの回転備蓄方式としている。

また、大綱に基づき、需要に見合った売れる米づくりを推進する観点から、16年4月以降、入札を基本とする買入・販売を実施する。

具体的には、買入については、消費者重視、市場重視の観点から、広域流通している主要銘柄を基本に買入を行うこととする。

なお、販売については、市場実勢に即しつつ、消費者への安定供給を旨として行う。

以上のように、市場ニーズを踏まえ、買入・販売を機動的・弾力的に実施するとともに、回転備蓄が円滑に行われるよう、買入れから販売するまでの期間をできるだけ短縮することを基本とし、効率的な備蓄運営に努めることとしている。

Ⅳ 米穀の輸入数量及びその種類別数量に関する事項

平成15会計年度については、15年3月31日に策定・公表した、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」第5に基づき行うこととする。